

I : 総括研究報告

総括研究報告書

薬物乱用・依存状況の実態把握と

薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究

研究代表者：嶋根卓也（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部）

【研究要旨】本研究班では、わが国の薬物乱用・依存に関する最新状況およびその経年的変化を異なる対象集団に対する全国規模の疫学調査を通じて情報を収集するとともに、大麻や一般用医薬品の乱用といった近年、公衆衛生上の問題が拡大しつつある個別の課題について掘り下げることを目的とした。

研究計画に基づき、令和4年度は、以下の分担研究課題を実施した。

研究2：飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査（2022年）

研究3：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査（2022年）

研究4：救急医療における薬物関連中毒症例に関する実態調査：一般用医薬品を中心に

研究5：米国における嗜好用大麻の合法化が邦人留学生の意識・行動に与える影響に関する研究

※なお、次の研究課題は令和3年度に実施済みである。

研究1：薬物使用に関する全国住民調査（2021年）

【結論】薬物乱用・依存の実態把握を目的とするモニタリング的な全国調査（中学校における中学生、精神科医療施設を受診する患者）、および一般用医薬品（市販薬）と大麻の乱用問題を掘り下げた研究を実施し、次の結論が得られた。

1. 全国の中学生において、アルコール、タバコ、薬物乱用（有機溶剤、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ）のいずれの経験率も前回調査（2018年）に比べて有意に減少したことが確認された。これらの結果は、コロナ禍においてアルコールや薬物乱用といった物質使用を行う中学生が減っていることを示唆している。
2. 全国の精神科医療機関を受診する薬物関連精神障害患者において、睡眠薬・抗不安薬、市販薬の関連精神疾患症例の明らかな増加を認め、特に若年層や女性の増加が特徴的であった。この患者層は、1年以内の薬物使用率が高く、併存精神障害が高率でありながら、治療継続に課題を抱える一群であった。
3. 市販薬過量服用で救急搬送された患者は、「若年」「女性」が多く、メンタルヘルスの不調を抱えながらもどうにか社会生活を送っていて、精神科医療や相談支援等につなげていない若者が自殺手段や不快気分の解消、つらい現状を忘れる方法として市販薬を過量服用している現状が浮かび上がった。自傷・自殺以外の目的での服用も多く、依存の傾向も認められた。
4. 米国カリフォルニア州における大麻合法化により、邦人米国滞在者は日常的に大麻が蔓延している環境におかれている。嗜好目的での大麻使用が合法化し、ディスペンサリーで容易に

大麻が購入できる事から、邦人米国滞在者の大麻使用への意識は「個人の自由である」と肯定的であった。合法化に伴い、大麻の普及や日常化が進み、今後邦人滞在者間で大麻使用者が増加する可能性が懸念される。

○薬物乱用・依存の実態を全国レベル/複数のフィールドで調べつつ、個別の重要課題についても掘り下げていく

全国レベルでの薬物乱用・依存の実態把握

研究1 全国一般住民調査
研究2 全国中学生調査
研究3 全国病院調査

個別の重要課題

研究4 一般用医薬品(救急医療における中毒症例)
研究5 大麻(米国の邦人留学生における大麻使用と意識)

期待される主な知見

- ・ 一般住民における違法薬物使用の最新動向(生涯経験率、過去1年経験率)
- ・ 中学生における薬物乱用の最新動向(生涯経験率)、薬物乱用の健康被害の周知状況
- ・ 物質使用障害患者の最新動向(主たる薬物)、各患者群の臨床的特徴

期待される主な知見

- ・ 急性中毒の対象となる一般用医薬品の製品名(GC/MS、LC/MS/MSIによる分析)、中毒症例の詳細、処置、予後
- ・ 米国における嗜好目的での大麻使用の合法化が邦人留学生に与えるインパクト

薬物乱用・依存の各種対策の基礎資料として活用

第五次薬物乱用防止五カ年戦略に関連する基礎資料として活用(目標1,2)
UNODCなどの国際機関に報告される(生涯経験率、過去1年経験率など)
SDGs3.5の根拠データとして活用できる

研究分担者

嶋根卓也(国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部、心理社会研究室長)

松本俊彦(国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部、部長)

上條吉人(埼玉医科大学医学部臨床中毒学)

Tooru Nemoto (Public Health Institute, U.S.)

A. 研究目的

有効な薬物乱用対策を進めるためには、薬物乱用・依存に関する実態を正確に、かつ継続的に把握することが求められる。第五次薬物乱用防止五カ年戦略(2018年8月薬物乱用対策推

進会議決定)においても、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存に関する意識・実態調査、薬物依存症・中毒者に対する支援の在り方に関する研究等を推進すると明記されている。また、再犯防止推進計画(2017年12月閣議決定)において、薬物依存を有する者への一貫性のある支援等が求められている中で、薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究が求められている。

本研究班では、わが国の薬物乱用・依存に関する最新状況およびその経年的変化を異なる対象集団に対する全国規模の疫学調査を通じて情報を収集するとともに、大麻や一般用医薬品の乱用といった近年、公衆衛生上の問題が拡大しつつある個別の課題について掘り下げることを目的とする。研究計画に基づき、今年度

は、以下の分担研究課題を実施した。

【研究 2】

飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査（2022 年）

研究分担者 嶋根 卓也

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所薬物依存研究部

A. 研究目的

本研究の目的は、全国の中学生における飲酒・喫煙を含めた薬物使用の状況、および生活に関する実態を把握することである。調査結果は、青少年に対する各種依存症対策を講じる上での基礎資料として関係機関に提供する。

B. 研究方法

調査対象は、全国から都道府県単位で無作為に選ばれた計 244 校の中学校における全在校生（想定生徒数 113,722 名）であった。対象校は、層別一段集落抽出法にて無作為抽出した。調査期間は 2022 年 9 月から 12 月であり、各対象校内で無記名自記式の質問紙調査を実施した。調査実施にあたっては、国立精神・神経医療研究センター倫理委員会の承認を得た（承認番号 A2022-027）。

C. 研究結果

調査対象校 244 校のうち、154 校から調査協力を得た。回収率は 63.1%であった。合計 54,613 名の調査用紙が回収され、このうち除外基準に該当する 990 名を分析対象から除外し、残った計 53,623 名を有効回答とした（想定生徒数の 46.6%）。主な知見は以下の通りである。

1. アルコールの生涯経験率は 14.8%、過去 1 年経験率は 7.4%、ノンアルコール飲料の過去 1 年経験率は 8.2%であった。（推計値）
2. タバコの生涯経験率は 1.3%、過去 1 年経験率は 0.6%であった。
3. 薬物乱用の生涯経験率は、大麻 0.12%、有機溶剤 0.20%、覚醒剤 0.11%、危険ドラッグ 0.13%、いずれかの違法薬物 0.25%であ

った。（推計値）

4. 薬物乱用の過去 1 年経験率は、大麻 0.09%、有機溶剤 0.13%、覚醒剤 0.08%、危険ドラッグ 0.09%、いずれかの違法薬物 0.18%であった。（推計値）
5. 薬物乱用に関する経年的変化をみた場合、薬物乱用の生涯経験率は、すべての薬物について前回調査（2018 年）に比べて有意に減少した。

D. 考察

薬物乱用に関する経年的変化をみた場合、いずれの薬物の生涯経験率も前回調査（2018 年）に比べて有意に減少したことが示された。これまでの調査結果を再分析した 2020 年調査では、有機溶剤の生涯経験率は一貫して減少傾向にある一方で、大麻の生涯経験率は 2014 年から 2018 年にかけて増加傾向にあること、覚醒剤および危険ドラッグについては横ばいであることを報告した。しかし、今回の調査ではいずれの薬物についても 2018 年から 2022 年にかけて有意な減少が認められた。この結果は、COVID-19 パンデミックが続く現在、薬物乱用を行う中学生が減っている可能性を示唆している。減少の背景には、COVID-19 パンデミックによって学校生活を含む様々な社会的活動が制限されている中で、薬物を使う機会が少なくなったことが影響している可能性がある。いずれの薬物の入手可能性が一貫して低下していることも COVID-19 パンデミックの影響があるのかもしれない。

一方、薬物乱用に誘われた経験は若干増加していることには注意が必要である。誘われた経験が増加した一方で、使用率自体は減少していることから、薬物乱用の誘いを断れる生徒はむしろ増加している可能性がある。本調査では誘われた経験についての詳細は得られていない。身近な友人や知人から対面で直接的に誘われる場合もあるだろうし、SNS などを通じた誘いを経験している場合も想定される。今後は、誘われた状況を掘り下げていくような追加調査が必要と考えられる。

E. 結論

第13回目となる「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査」が2018年以来、4年ぶりに実施された。アルコール、タバコ、薬物乱用のいずれの経験率も前回調査(2018年)に比べて有意に減少したことが確認された。これらの結果は、アルコールや薬物乱用といった物質使用を行う中学生が減っていることを示唆している。減少の背景として、COVID-19パンデミックにより学校生活を含む様々な社会的活動が制限されている中で、アルコールや薬物を使う機会が少なくなったことが影響している可能性が考えられた。

【研究3】

全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査

分担研究者 松本俊彦

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所薬物依存研究部

A. 研究目的

本調査は、1987年以来ほぼ現行の方法論を用い、ほぼ隔年で実施されてきたものであり、精神科医療現場における薬物関連精神疾患の実態を把握できる、わが国唯一の悉皆調査である。

B. 研究方法

対象症例は、2022年9月～10月に全国の有床精神科医療施設で入院あるいは外来で診療を受けた、「アルコール以外の精神作用物質使用による薬物関連精神障害患者」のすべてである。情報収集は、診療録転記および面接を通じて、個人情報を含まない臨床的情報に関して、各担当医が調査票に記入する方法を採用した。

C. 研究結果

対象施設1531施設のうち、1143施設(74.7%)の協力を得て、221施設(14.4%)の施設から総計2522例の薬物関連精神疾患症例が報告された。このうち患者自身から同意が得られ、重要

な情報に欠損のない2468症例を分析対象とした。「生涯使用経験薬物」としては、覚せい剤が最多で1495例(60.6%)、次いで睡眠薬・抗不安薬780例(31.6%)、揮発性溶剤696例(28.2%)、大麻688例(27.9%)、市販薬450例(18.2%)、危険ドラッグ270例(10.9%)、MDMA227例(9.2%)、コカイン199例(8.1%)、MDMA以外の幻覚剤193例(7.8%)、鎮痛薬(処方非オピオイド系)100例(4.1%)などが続いた。「初めて使用した薬物」として最も多かったのは、覚醒剤で721例(29.2%)であり、次いで、揮発性溶剤612例(24.8%)、睡眠薬・抗不安薬419例(17.0%)、大麻275例(11.1%)、市販薬234例(9.5%)、危険ドラッグ60例(2.4%)が続いた。「主たる薬物」として最も多かったのは、覚せい剤1227例(49.7%)であった。次いで、睡眠薬・抗不安薬435例(17.6%)、市販薬273例(11.1%)、大麻156例(6.3%)、多剤128例(5.2%)、揮発性溶剤123例(5.0%)、危険ドラッグ34例(1.4%)が続いた。

また、全対象症例中、1年以内に主たる薬物の使用が認められた症例(「1年以内使用あり」症例)は1036例(42.0%)であった。「1年以内使用あり」症例における「主たる薬物」として最も多かったのは睡眠薬・抗不安薬297例(28.7%)であり、次いで、覚せい剤292例(28.2%)、市販薬207例(20.0%)、大麻81例(7.8%)、多剤60例(5.8%)、揮発性溶剤33例(3.2%)、その他28例(2.7%)が続いた。

D. 考察およびE. 結論

今年度調査では、久しぶりに症例数の減少がみられた。睡眠薬・抗不安薬、市販薬の関連精神疾患症例の明らかな増加を認め、特に若年層や女性の増加が特徴的であった。この集団は、1年以内使用ありの割合が高く、また、併存精神障害が高率でありながら、治療継続に課題を抱える一群であった。今後の薬物対策は、「逮捕されない薬物」の乱用に関する対策が重要な課題になると考えられる。

【研究4】

救急医療における薬物関連中毒症例に関する
実態調査：一般用医薬品を中心に（2022年）
分担研究者 上條 吉人
埼玉医科大学医学部臨床中毒科

研究 4-1 市販薬過量服用で救急搬送された患者
の依存・乱用に関する多施設共同調査

A. 研究目的

救急医療施設に搬送された市販薬の過量服用患者の臨床症状や過量服用した背景の特徴を明らかにすること。

B. 研究方法

2021年4月から2022年12月までに市販薬の過量服用により埼玉医科大学病院を受診した患者のうち研究同意が得られた25名を対象とし、①DAST-20日本語版、②Mini International Neuropsychiatric Interview (M.I.N.I.)日本語版、③市販薬過量服薬患者質問票の3つの質問紙を使用して患者の乱用・依存の重症度、自殺傾向、心理社会的特徴を調べた。

C. 研究結果

性別は、男性9名（36%）、女性16名（64%）、平均年齢23.3歳（中央値21.0歳）と若年の女性が多い傾向が示された。市販薬の乱用・依存の重症度を測るDAST-20の結果は、16名（64%）が軽度で、外来治療や集中治療が必要とされる中度以上が9名（36%）認められた。また、7名（28%）が日常的に市販薬を過量服用しており、市販薬への依存がかなり進行している状態であった。M.I.N.I.の「自殺リスク」セクションの平均得点は25.6点（中央値27.0点）であり、市販薬の過量服用により救急搬送された患者の多くが、自殺する危険性が非常に高い心理状態であることが示された。

過量服用した市販薬は、ジフェンヒドラミンを主成分とする催眠鎮静薬（抗ヒスタミン剤）が13件（27%）と最も多く、次いでアセトア

ミノフェンやイブプロフェンを主成分とする解熱鎮痛薬12件（25%）、総合感冒薬9件（18%）の順に多かった。

過量服用した市販薬の情報源としては、インターネット検索が14件（52%）と最も多かった。

過量服用のきっかけとなった心理社会的要因としては、「健康問題」が12件（30%）と最も多く、次いで「勤務問題」8件（20%）、「学校問題」6件（15%）、「男女問題」、「経済的問題」、「その他」がそれぞれ4件（10%）、「家庭問題」2件（5%）であった。

過量服用の目的は、「死ぬため」17件（50%）、「気分不快感の解消」9件（26%）、「気分や意欲をあげるため」3件（9%）、「リセットするため」と「意識をとばすため」がともに2件（6%）、「頭痛の緩和」1件（3%）であった。

D. 考察

メンタルヘルスの不調を抱えながらもどうか社会生活を送っていて、精神科医療や相談支援等につながっていない若者が自殺手段や不快気分の解消、つらい現状を忘れる方法として市販薬を過量服用している現状がある。さらには、市販薬の過量服用を繰り返す中で依存症が形成されている可能性も示唆された。「市販薬の過量服用」であっても、自殺する危険性が高い心理状態であること、さらには依存症が加わると自殺の危険性がより高まることを医療者が理解することが大切である。

E. 結論

若者が抱える多様な心理社会的問題に対して、医師だけでなく看護師、薬剤師、臨床心理士、精神保健福祉士等が協働し、患者一人ひとりに対しての精神科的治療を含む支援を提供することが重要である。

研究 4-2 救急医療施設に搬送となった急性市販薬中毒の疫学的・臨床的特徴に関する調査および主要成分血中濃度測定

A. 研究目的

救急医療施設へ搬送された急性市販薬中毒患者の背景、臨床症状、治療経過、予後などに加えて市販薬に含有されるカフェインやジフェンヒドラミンなどの有効成分の血中濃度を集積・解析し、市販薬過量摂取の現状を明らかにする。

B. 研究方法

多機関共同、前方視的に、市販薬中毒症例の患者診療録および中毒の原因となった市販薬に含有されている有効成分の血中濃度測定記録を用いた症例集積研究。埼玉医科大学病院臨床中毒センターが基盤機関となり、日本臨床・分析中毒学会 (Japanese Society of Clinical & Analytical Toxicology) に所属する救急医療施設へ参加を依頼し、2021年5月1日～2022年12月31日で症例登録を施行した。参加施設には質問票を郵送し、すべてのアンケートは埼玉医科大学病院で回収された。また、参加施設からは初診時などに採血された残余検体を収集し、服用した薬物の有効成分を分析することとした。

C. 研究結果

7つの救急医療機関から122名の患者を対象とした質問票および残余検体を収集した。性別は男性25名(20.5%)、女性97名(79.5%)、平均年齢25.8歳(中央値22.0歳)と若年の女性が多かった。86名(70.5%)が家族と同居しており、12名(9.8%)が内縁関係のパートナーもしくは恋人、友人・その他と同居がそれぞれ2名(1.6%)であった。17名(13.9%)が独居であった。既往歴は、身体的既往歴のみが14名(11.5%)、精神科既往歴のみは63名(51.6%)、身体的既往歴と精神科既往歴のいずれもありが8名(6.6%)であった。

過量服用に使用された市販薬の種類は平均 1.5 ± 1.1 個(中央値1.0)で、錠数は平均 101.8 ± 106.9 錠(中央値76.5)であった。また、47名(38.5%)が市販薬に加えて併存薬物の過量摂取が認められた。過量服用の目的は、「自傷・

自殺目的」97件(74.0%)が多かったが、「その他の目的」も31件(23.7%)あった。意図的な濫用が33名(27.0%)にあった。入手経路は、実店舗が85件(65.9%)と最も多く、次いで置き薬20件(15.5%)、インターネット購入12件(9.3%)、家族所有が10件(7.8%)の順であった。過量服薬された市販薬は83種類189品目で、カテゴリー分類では「解熱鎮痛薬」47件(24.9%)、鎮咳去痰薬35件(18.5%)が最も多く、ついで「かぜ薬」34件(18.0%)、「催眠鎮静薬」28件(1.8%)、「抗ヒスタミン薬主薬製剤」14件(7.4%)、「眠気防止薬」9件(4.8%)、「鎮うん薬(乗物酔い防止薬、つわり用薬を含む)」9件(4.8%)の順に多かった。過量服用された市販薬に含有されている主成分のうち、濫用または/および依存が問題とされている成分として最も多かったのが無水カフェイン84件(22.2%)、次いでdl-メチルエフェドリン塩酸塩55件(14.4%)、クロルフェニラミンマレイン酸塩/d-クロルマレイン酸塩/マレイン酸フェニラミン48件(12.6%)、ジヒドロコデインリン酸塩/コデインリン酸塩水和物47件(12.3%)、ジフェンヒドラミン塩酸塩/ジフェンヒドラミンサリチル酸塩35件(9.2%)、アセトアミノフェン31件(8.1%)、イブプロフェン29件(7.6%)、デキストロメトर्फェン臭化水素酸塩水和物16件(4.2%)、アスピリン13件(3.4%)、ブロモバレリル尿素9件(2.4%)、ジプロフィリン7件(1.8%)、プソイドエフェドリン塩酸塩/塩酸プソイドエフェドリン3件(0.8%)の順であった。服用から受診までの中央値270分で、不明も9件(7.3%)あった。73名(59.8%)の対象者に嘔気嘔吐や腹痛等の消化器症状があり、54名(44.3%)に意識障害や不穏興奮、イライラ等の中枢神経症状が認められた。また、振戦や頭痛、耳鳴りといった神経症状が38名(31.1%)、不整脈等の循環器症状が54名(44.3%)あった。113名(92.6%)が入院となり、69名(56.6%)が集中治療室での治療を要した。入院日数は平均 3.4 ± 2.7 日(中央値2.0)で、身体的には111名(91.0%)が完全回復し、11名(9.0%)が退院時に残遺症状が認められた。死亡事例はなか

った。

122 事例全ての血液検体を収集し、LC/QTOF-MS 法、LC MS/MS 法、GC-MS 法などで市販薬に含有されているカフェインやジフェンヒドรามミンをはじめとする主成分の血中濃度の分析法を構築している。成分分析についての結果は次年度以降に報告する。

D. 考察

今回の研究において、市販薬過量摂取患者では、「若年」「女性」が多い傾向が認められた。自傷・自殺以外の目的での服用も多く、依存の傾向も認められた。すぐに手に入れられる手軽さからか実店舗での購入が多かった。実店舗での対策が市販薬過量服用の抑制につながる可能性があるかもしれない。中毒症状としては中枢神経症状や不整脈などの循環器症状が半数近くに認められた。急変に備えた慎重なモニタリングの必要性や、精神的な不安定さから、集中治療室への入床が多かった。

E. 結論

今後は、含有成分の種類や血中濃度などと症状の関連についても、さらに症例を重ねて調査していく必要がある。

研究 4-3 救急医療施設に搬送されたカフェインを主成分とする市販薬の過量摂取による急性カフェイン中毒の疫学的・臨床学的特徴に関する追跡調査

A. 研究目的

本邦における急性カフェイン中毒患者の疫学および臨床的特徴について、5 年間の追跡後方視的研究を実施した。

B. 研究方法

対象は、2016 年 4 月から 2021 年 3 月の間に、カフェインを主成分とするサプリメントおよび/またはエナジードリンクを大量に摂取し、救急外来に搬送された患者とした。日本国内の 32 の救急医療機関に参加を依頼した。参

加施設には質問票を郵送した。すべてのアンケートは埼玉医科大学病院で回収され、分析された。

C. 研究結果

11 の救急医療機関から 76 名の患者を対象とした。ほとんどの患者は若年者であった（年齢中央値 23 歳、範囲 15～54 歳、男性 37 名、女性 39 名）。精神科受診歴のある患者は 36 名、自殺未遂や自傷行為でカフェイン入りの製品を摂取した患者は 65 名であった。カフェイン含有量の多い錠剤の摂取経験者が 74 名(97%)であり、カフェイン含有量の少ない液体の摂取経験者はいなかった。75 名の患者のカフェイン摂取量が推定された（中央値 7.0 g、範囲 0.6～68.0 g）。24 人の患者が血液浄化を受け、10 人が人工呼吸器によるサポートを必要とした。心停止した症例は 3.0%に認めたが、全例が救命された。

D. 考察

カフェイン含有量の多い錠剤は、重篤なカフェイン中毒の危険性が高いことが再確認された。また、今回調査した症例では、血液浄化処置を行った症例を多く認め、死亡例が少なかった要因である可能性が示唆された。

E. 結論

カフェイン中毒の患者に対して、救急科から精神科に診察を依頼することで、自殺や自傷行為のゲートキーパーとなるべきであると考えられる。

【研究 5】米国における嗜好用大麻の合法化が邦人留学生の意識・行動に与える影響に関する研究（2022 年）

分担研究者 Tooru Nemoto

Public Health Institute, U. S.

A. 研究目的

カリフォルニア州では、嗜好品大麻の合法化に伴い、邦人留学生や長期滞在者は、米国滞在

中に大麻使用行動に何らかの影響を受けることが危惧される。しかし、米国の嗜好品大麻の合法化が邦人留学生に与える影響を調べた研究はこれまでにない。本研究は、米国における嗜好用大麻が邦人留学生や長期滞在者に与える影響を検証する初めての研究であり、社会安全上・薬物乱用対策上の意義が高いと言える。得られた知見は、今後米国に留学する学生や長期滞在者に向けた薬物乱用防止教育プログラムや、帰国後の大麻使用に関するアセスメントや、大学と治療プログラムとの連携に関する提言を行う。

B. 研究方法

本研究は、質的研究および量的研究を組み合わせた混合研究法で実施した。

質的研究：サンフランシスコ・ベイエリアに住む長期滞在者を対象とした質的インタビューを実施した。選択基準としては、1) サンフランシスコ・ベイエリアに 90 日以上滞在している邦人、2) 18 歳以上の者とした。対象者 11 名をインターネットやチラシ配布を通じてリクルートとし、質的インタビューを実施した。調査員が、対象者から大麻使用に関する意識・行動や、米国での嗜好用大麻の合法化に関する考え、などを日本語で聞き取った。

量的研究：質的研究のデータに基づき、量的調査の質問項目を完成させる。対象者の選択基準は質問調査と同じである。量的調査はオンラインアンケート形式を使い、選択肢と自由記載で回答してもらう。対象者は米国に 90 日以上滞在している邦人 100 名で、日本人向けのローカル紙、インターネット、チラシ配布を通じてリクルートし量的調査を実施する。事前にトレーニングを受けた調査員が、対象者にアンケートリンクを渡し、無記名自記式のオンラインアンケートに回答してもらう。

予定している調査項目としては、基本属性、日本と米国でのアルコール・大麻を含む薬物使用、DAST-20 (薬物依存の重症度を評価するスクリーニング) などである。個人を特定する情報は収集しない。

倫理面への配慮として、調査員は、候補者が選択基準を満たしていることを再度確認した上で、問題がなければ、候補者にインフォメーションシート (書面同意) を事前に渡した。質問等がある場合は、メールで問い合わせを促し、参加同意を確認したうえで正式に対象者として研究に参加してもらうという手順をとった。調査期間は 2022 年 9~2023 年 3 月であり、調査実施にあたり、Public Health Institute の IRB 承認を 2023 年 1 月 24 日に得た (承認番号 I22-015)。

C. 研究結果

計 11 名の質的調査を実施した (女性 64%、男性 36%、平均年齢 49 歳、平均米国滞在歴 18 年)。大麻使用に関する意識・行動や、米国での嗜好用大麻の合法化に関する考え、薬物使用の実態は以下の通りである。

- 1) 米国での大麻使用の蔓延性：11 人全員が、カリフォルニア州の大麻合法化に伴い、簡単に大麻ディスペンサリーで買えたり、自家栽培したりと、大麻使用は日常的に見られる、特に若者の間では、娯楽的感覚で使用されていると回答。
- 2) 米国での大麻使用に関する見解：11 人中 8 人が大麻を使用する友人や知人がいると回答。9 人が、周りの人が大麻を使うことに異議はなく、合法なので個人の自由と回答。
- 3) 日本における大麻取締法：11 人中 5 人が大麻取締法は厳し過ぎ、取り締まる根拠が不明であると回答。残りの 5 人は取締法があるが故、米国ほど蔓延していないと回答。
- 4) 違法薬物使用：11 人中人が過去 6 か月以上前にマッシュルームを使用と回答。違法薬物使用：11 人中人が過去 6 か月以上前にマッシュルームを使用と回答。
- 5) 米国での大麻使用：11 人中 3 人 (全員男性) が過去 6 か月以内に大麻を使用 (吸引、食す) し、ディスペンサリーで定期的に購入していた。そのうち 1 人は日本で大麻の

使用経験があり、残り 2 人は渡米してから使用したと回答した。1 人は週末にパートナーとリラックスする目的で 1 回の使用につき 5-7 回程吸引すると回答。残りの 2 人は、集中力や活動力を促す為大麻を、毎日使用していると回答。

- 6) 米国での飲酒：11 人中 8 人が過去 6 か月以内に飲酒。頻度は週 1-2 回から毎日、量はグラス 1 杯から多くてビール 3 杯、ショット 4 杯程と回答。8 人中 7 人が、アクセスや文化的背景により、日本に居る時のほうが頻繁に飲んでいたと回答。

D. 考察

質的研究をとおり、カリフォルニア州における大麻合法化により、邦人米国滞在者は日常的に大麻が蔓延している環境におかれていることが把握できた。嗜好目的での大麻使用が合法化し、ディスペンサリーで容易に大麻が購入できることから、年齢を問わず邦人米国滞在大麻使用への意識は「個人の自由である」と肯定的であった。過去 6 か月以内に大麻を使用していると回答したのは男性 3 人で少人数であるが、日常的に大麻を使用しており、特に 30 代の比較的若い対象者 2 人は集中力や活動力向上を求め、効率よく大麻を日常生活に取り入れていると回答。少数のサンプルだが、合法化に伴い、大麻の普及や日常化が進み、今後邦人滞在大麻使用者が増加する可能性が懸念される結果となった。

日本での大麻使用経験者数及び大麻取締法違反による検挙人員は、近年増え続けている。例えば平成 30 年における大麻取締法違反の検挙人員は 3,762 名であり、これは過去最多記録となっている。大麻使用者が増加する背景には以下の要因が関係していると考えられる。

1) 大麻の入手機会の増加である。嶋根班らの研究によれば、大麻使用に誘われる機会は確実に増加しており、2019 年調査では、大麻使用に誘われた経験を持つ一般住民は、全体の 3.4% (男性 4.4%、女性 2.5%) である。これは 1995 年からの 20 年以上におよぶモニタリング期間中

で最も高い値である。こうした入手機会の増加が、使用者増加の背景の一つとして考えられる。

2) 大麻使用に対する意識の変化である。大麻使用を肯定する考えが若年層や米国やカナダなど嗜好目的での大麻使用が合法化されている国への渡航経験のある人々の間で広がりつつある。嶋根らの研究によれば、大麻を使うことに対しては、9 割以上の一般住民が「使うべきではない」と考えている一方で、「少しなら構わない」あるいは「個人の自由」と考える者が特に 20 代において広がっている (約 5%)。特に今回の質的調査で判明したことは米国在住参加者全員が、大麻使用が合法化されている、いないに関わらず大麻使用は個人の自由であると肯定する考えを示した。2023 年 2 月の時点でアメリカ 26 州及びカナダにおいて、嗜好目的での大麻使用が認められている。こうした大麻使用に関するアメリカでの政策またアメリカなどで大麻を使用した人との交流が、日本の若年層に影響を与えていると思われる。

3) 近年の危険ドラッグ規制により、今まで危険ドラッグを使用していた者が大麻の使用に転向した可能性である。嶋根班らの研究によればアンダーグラウンド化した危険ドラッグを探し、インターネット上をさまよいつづけている者もいれば、規制強化を契機に薬物使用を中止した者もいる。また、危険ドラッグから依存対象を他の物質に切り替えた者もいる。大麻使用者の増加の背景には、危険ドラッグ・ブームの終息が何らかの影響を与えている可能性は否定できない。

E. 結論

現在、日本で一般住民の間で最も使われているのは大麻であり、生涯経験者数は約 161 万人、過去 1 年経験者数は約 9 万人と推計されている。本研究は量的調査の準備中であるが、今後アメリカに滞在している日本人を対象にした量的調査を通じて、大麻使用の最新動向を把握することが本研究の目的であり、研究結果をもとに今後日本人でアメリカなどの海外渡航計画をしている若者、また米国滞在大麻使用者を対象にした大

麻使用、乱用予防のためプログラムを考察することが最終目的である。

後邦人滞在者間で大麻使用者が増加する可能性が懸念される。

研究班全体の結論

薬物乱用・依存の実態把握を目的とするモニタリング的な全国調査（中学校における中学生、精神科医療施設を受診する患者）、および一般用医薬品（市販薬）と大麻の乱用問題を掘り下げた研究を実施し、次の結論が得られた。

1. 全国の中学生において、アルコール、タバコ、薬物乱用（有機溶剤、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ）のいずれの経験率も前回調査（2018年）に比べて有意に減少したことが確認された。これらの結果は、コロナ禍においてアルコールや薬物乱用といった物質使用を行う中学生が減っていることを示唆している。
2. 全国の精神科医療機関を受診する薬物関連精神障害患者において、睡眠薬・抗不安薬、市販薬の関連精神疾患症例の明らかな増加を認め、特に若年層や女性の増加が特徴的であった。この患者層は、1年以内の薬物使用率が高く、併存精神障害が高率でありながら、治療継続に課題を抱える一群であった。
3. 市販薬過量服用で救急搬送された患者は、「若年」「女性」が多く、メンタルヘルスの不調を抱えながらもどうにか社会生活を送っていて、精神科医療や相談支援等につながっていない若者が自殺手段や不快気分の解消、つらい現状を忘れる方法として市販薬を過量服用している現状が浮かび上がった。自傷・自殺以外の目的での服用も多く、依存の傾向も認められた。
4. 米国カリフォルニア州における大麻合法化により、邦人米国滞在者は日常的に大麻が蔓延している環境におかれている。嗜好目的での大麻使用が合法化し、ディスペンサリーで容易に大麻が購入できることから、邦人米国滞在者の大麻使用への意識は「個人の自由である」と肯定的であった。合法化に伴い、大麻の普及や日常化が進み、今

研究発表：各分担報告に掲載

知的財産権の出願・登録状況：該当なし